



労働かながわ

2019 1・2月号
No.717

かながわサポートケア企業認証企業決定!

従業員の仕事と介護の両立支援を積極的に行っている優良企業を「かながわサポートケア企業」として、12月19日(水)に初めて16社認証しました。

〈かながわサポートケア企業〉

株式会社 JVCケンウッド・エンジニアリング	(横浜市神奈川区)	株式会社エクサ	(横浜市西区)
アンリツ株式会社	(厚木市)	株式会社ツクイ	(横浜市港南区)
株式会社ハイマックス	(横浜市中区)	かながわ信用金庫	(横須賀市)
エバラ食品工業株式会社	(横浜市西区)	独立行政法人環境再生保全機構	(川崎市幸区)
株式会社KELK	(平塚市)	フォルム株式会社	(横浜市港北区)
古河電池株式会社	(横浜市保土ヶ谷区)	株式会社中央コンピュータシステム	(川崎市幸区)
リコージャパン株式会社 販売事業本部神奈川支社	(横浜市西区)	向洋電機土木株式会社	(横浜市南区)
J F Eエンジニアリング株式会社	(横浜市鶴見区)	株式会社T&S	(横浜市港南区)

県では、かながわサポートケア企業を随時募集しております。詳細はホームページをご覧ください。

詳細：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/kaigo/ninsyou.html>
お問合せ先：神奈川県産業労働局労働部労政福祉課両立支援グループ
☎045-210-5744

～安心して働くために～

知って役立つ! 若者のための労働法基礎講座

無料

過重労働やメンタル不全、過労死等を未然に防ぐために、知っておくべき労働法等の基礎知識を分かりやすく解説します。人事労務担当者の方、労働問題や労働法に関心をお持ちの全ての方々にも、ご理解とご認識を深めて頂ける講座です。是非ご参加ください。



◆講師：法政大学法学部 教授 沼田 雅之 先生

日 時	会 場	定 員
平成 31 年 2 月 23 日 (土) 14:00 ~ 16:00	神奈川県立かながわ労働プラザ 3 階 多目的ホール (横浜市中区寿町 1-4) JR 京浜東北・根岸線「石川町」駅中華街口(北口) から徒歩 3 分 JR 京浜東北・根岸線「関内」駅南口から徒歩 8 分	100 名
平成 31 年 3 月 2 日 (土) 14:00 ~ 16:00	ユニコムプラザさがみはら セミナールーム 1 (相模原市南区相模大野 3-3-2) 小田急小田原線「相模大野」駅北口から徒歩 5 分	40 名
平成 31 年 3 月 9 日 (土) 14:00 ~ 16:00	川崎市立労働会館 (サンビアンかわさき) 2 階 第 3 交流室 (川崎市川崎区富士見 2-5-2) 京浜急行大師線「港町」駅から徒歩 10 分	40 名

お申込み・お問合せ：(公財)神奈川県労働福祉協会(神奈川県からの受託事業者)

☎045-633-5410 FAX 045-633-5412 申込フォームはこちら



主な内容

- かながわサポートケア企業認証企業決定 P.1
- 知って役立つ! 「若者のための労働法基礎講座」 P.1
- 解雇、雇止め等相談強化期間 P.2
- 平成31年の抱負 (連合神奈川会長・神奈川県経営者協会会長) P.3

2・3月は『解雇、雇止め等相談強化期間』です 解雇や雇止め、無期転換ルールなど、職場で困っていることについてお気軽にご相談ください！

年度末の時期は例年、「会社から解雇された」「契約が更新されない」などの相談が多く寄せられています。

また、労働契約法の改正により、無期労働契約に転換できるルールが設けられたものの、無期転換申込権が発生する前の雇止めや、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限を一方向的に設けるなど、解雇、雇止め等に関するトラブルが更に増加するおそれがあります。

このため、かながわ労働センターでは2月及び3月を「解雇、雇止め等相談強化期間」に設定し、さまざまな事業を実施します。県内各地で街頭労働相談会を開催するほか、弁護士労働相談、直通電話での労働相談110番、メール労働相談、ワークルールを学べるセミナーを実施します。

《街頭労働相談会》相談無料・秘密厳守

職場のトラブル等のご相談に、かながわ労働センターの職員等が応じます。(3月12日の川崎公共職業安定所では、弁護士(事前予約制、13時30分～16時30分)による相談も実施)

日 時	会 場	問合せ先
2月 7日(木) 11時～17時	多摩区役所	川崎支所
2月22日(金) 11時～17時	イオン秦野ショッピングセンター	湘南支所
2月25日(月) 11時～17時	イオンモール座間	県央支所
3月 1日(金) 10時～16時	鎌倉市役所	本 所
3月 4日(月) 10時～17時	綾瀬タウンヒルズ	県央支所
3月12日(火) 10時～16時30分	川崎公共職業安定所	川崎支所
3月14日(木) 11時～17時	小田原ダイナシティイースト	湘南支所

《期間中の弁護士労働相談》相談無料・秘密厳守／来所相談・事前予約制

相談日(2月)	相談日(3月)	時 間	会場・予約申込先
2月5日(火)、19日(火)、25日(月)	3月 5日(火)、19日(火)	13時30分～16時30分	本 所
2月13日(水)	3月 1日(金)、13日(水)	14時～17時	湘南支所
2月20日(水)	3月20日(水)	14時～17時	県央支所
2月26日(火)	3月26日(火)	14時～17時	川崎支所

《労働相談110番》相談無料・秘密厳守(問合せ:本所)

- ◆開催日時: 2月18日(月)～2月22日(金)、9時～17時
- ◆相談員: かながわ労働センター職員 ◆相談電話番号: 045-662-6110 (直通・労働相談110番)

《メール労働相談》随時受付・相談無料・秘密厳守 ※1事案 1回限り

- ◆対象: 県内在勤・在住の方で、電話・来所相談が困難な方 ◆相談員: かながわ労働センター職員
- ◆相談入力フォームはこちらから ☞ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/mail.html>

《セミナー》対象: どなたでも 受講料: 無料/事前申込制

	月 日	時 間	テーマ	会 場	申込等
①	3月 8日(金)	18時30分～20時30分	労働契約の終了と労働紛争の解決制度 実務家の視点による解雇、雇止め等への対応	西部総合職業技術校 (かなテクカレッジ西部)	湘南支所
②	3月13日(水)	18時30分～20時30分	裁判例に学ぶ労働問題 ～解雇・雇止めの重点解説～	大和市勤労福祉会館	県央支所

※連続して実施される講座ですが、1回のみ参加も可能です。詳細は各支所まで

問合せ先

かながわ労働センター (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>)

本 所 ☎045-633-6110(代) 川崎支所 ☎044-833-3141

県央支所 ☎046-296-7311 湘南支所 ☎0463-22-2711(代)

平成31年の抱負

「近未来」



連合神奈川 会長 柏木 教一

明けましておめでとうございます。

昨年、私ども連合神奈川は、多くの方々にご協力いただきながら運動を展開することが出来ました。衷心より御礼申し上げます。

さて、近未来ですが、例えば、すでに人口減少期に入っているにもかかわらず、2019年は世帯数が5,300万とピークになり、2020年は女性の過半数が50歳以上になるそうです。さらに、2021年は団塊ジュニアが50歳代に入り、2022年は団塊の世代が75歳に入るそうです。介護離職が増え始めるでしょう。

周辺環境の変化は、人口動態だけでなく、この4月から「労働法制」も時間外の上限規制などが導入され、世界的には経済をはじめとする流動化が我が国の社会をさらにハイリスクな舞台へと巻き込んでいきます。また、AIやIoTなどの導入スピードも級数的に拡大していきます。

そのような中で、私たち組織労働者が希望を持ち、そして取り組める余力のあるうちに、「誰も取り残さず」「持続可能な社会の構築」に取りかかろうと思います。

本年もよろしくお願いいたします。

「Society5.0」実現をふまえた取組みに！

一般社団法人神奈川県経営者協会 会長 石渡 恒夫

新年あけましておめでとうございます。

昨年は協会創立70周年の節目の年でありましたが、皆様方のご支援のもと円滑に協会運営を進めることができました。衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、「情報社会」を超える人類にとって5番目の社会、いわゆる「Society 5.0」がもはや目の前にあると言われていています。日本の経済社会は、新たな産業革命の到来により、従前の発想・手法等では通用しない状況が生じつつあります。この「Society 5.0」を支える基盤の整備においては、当然いくつかの課題がありますが、今後の少子高齢化・人口減少社会に向けた成長戦略でもある“多様な人材が活躍できる社会の実現”は、とりわけ重要なテーマといえます。

折しも、「働き方改革」法案が成立し、本年はいよいよその改革の第一歩を踏み出す年でもあります。目指すべき未来の経済社会に相応しい「働き方」「仕事のやり方」はどうあるべきか、行政、企業、労働団体他関係者の皆様と、ともに考え、密な連携をもって取組みを進めていきたいと思っています。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



かながわ労働情勢 9 10 11 月

I 連合神奈川 第30回年次大会

日本労働組合総連合会神奈川県連合会(柏木教一会長、約340,000人)は、11月9日、ワークピア横浜において、代議員、来賓等267名を集め、第30回年次大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 「40万連合神奈川」へ向けた組織拡大・組織強化の着実な前進と社会的影響力のある労働運動の強化
- 2 「働くことを軸とする安心社会」の構築に向けた政策・制度要求と提言活動の強化
- 3 雇用の創出・安定の取組と労働条件の確立と向上
- 4 男女平等社会の実現
- 5 地域と協働した国民・県民運動の展開
- 6 政策実現に向けた政治活動の強化
- 7 国際連帯活動の推進と展開

【役員氏名】

会 長 柏木 教一(神教協)
会 長 代行 吉坂 義正(自動車総連)
副 会 長 小島 隆洋(電機連合)
〃 新 敦 (U Aゼンセン)
〃 藤沼 宏幸(自治労)
〃 滝澤 欣久(J A M)
〃 政金 正裕(神教協)
〃 中島 康元(基幹労連)
〃 島 辰夫(J P労組)
〃 真崎 教邦(情報労連)
〃 亀崎 友彦(運輸労連)
〃 渡辺 一明(J E C連合)
〃 飯塚 直人(電力連合)
事 務 局 長 林 克己(電機連合)

II 主要労働団体の機関関係

■連合神奈川

【第358回 五役会、第331回 執行委員会】

9月26日、第358回五役会、第331回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 役員の変更、委員の推薦等について
- 2 連合神奈川第30回年次大会の開催について
- 3 政治活動の取組について
- 4 組織拡大実績の報告要請について
- 5 2018年秋季総決起集会の開催について
- 6 安全衛生ネットワーク会議の開催について
- 7 男女平等参画に向けた各種調査の実施について
- 8 「第12期災害ボランティア養成講座」の募集について

【第359回 五役会、第332回 執行委員会】

10月23日、第359回五役会、第332回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 委員の推薦等について
- 2 第30回年次大会の議案等について
- 3 2019年「新春の集い」について
- 4 政治活動の取組について
- 5 組織拡大実績と組織表彰について
- 6 地域フォーラムの開催について
- 7 北方領土返還要求運動神奈川県民大会の開催について
- 8 青年委員会当面の活動について
- 9 女性委員会の総会・学習会の開催について

■神奈川労連

【第1回幹事会】

9月30日、第1回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 大学における無期雇用転換問題についての取組
- 2 地域組織強化の取組について
- 3 臨時国会にむけての改憲阻止の運動
- 4 秋のいっせい宣伝行動

【第2回幹事会】

11月2日、第2回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 秋季年末の職場での取組
- 2 秋の拡大月間の状況と推進
- 3 横浜保育職場の組織拡大
- 4 安倍改憲NO! 3000万人署名の取組

III 主要労組の定期大会

■湘南地域労働組合総連合

湘南地域労働組合総連合(澤口勇議長、約4,000人)は、10月21日、藤沢市民会館において、代議員、来賓等約50名が出席し、第35回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 組織の拡大と強化
- 2 2019年春闘の取組
- 3 最低賃金の取組
- 4 8時間働けばまともに暮らせるルールを
- 5 税・社会保障闘争
- 6 地域経済の活性化を
- 7 憲法を守り活かすために
- 8 平和・震災・原発など
- 9 争議闘争の勝利をめざして
- 10 国民のための政治の実現を

11 バンと鳩とバラの花運動実行委員会

12 湘南労連結成30周年記念事業を

【役員氏名】

議 長 澤口 勇 (医労連藤沢病院労組)
副 議 長 石山 斉 (神奈川土建一般労組
茅ヶ崎寒川支部)
〃 光島 二郎 (神奈川土建一般労組
湘南支部)
事 務 局 長 塚本 和則 (郵政産業労働者ユニオン
藤沢支部)
事 務 局 次 長 高橋 達雄 (全労連全国一般労組
日本ヘルス工業分会)
〃 高橋 幸夫 (全労連全国一般労組
湘南合同分会)

■川崎労働組合総連合

川崎労働組合総連合は、(菅野明議長、約14,500人)は、10月14日、ミュージアム川崎において、代議員、来賓等57名が出席し、第29回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 憲法改悪の阻止等
- 2 労働条件・労働環境の改善等
- 3 社会保障・平和の取組
- 4 春闘への取組
- 5 来春の地方選、夏の参院選への取組
- 6 争議・裁判への支援
- 7 組織強化・拡大

【役員氏名】

議 長 菅野 明 (川崎医療生労組)
副 議 長 塚原 信介 (年金者組合・川崎支部協議会)
〃 大貫 春男 (全川崎地域労組)
〃 横田 和彦 (神奈川土建・川崎支部協議会)
事 務 局 長 佐藤 正樹 (福祉保育労組・緑陽苑分会)
事 務 局 次 長 大島 信雄 (全日本建設交連労組
・県南支部)
〃 野口 雅人 (川崎建設労組連合会)

■全駐留軍労働組合神奈川地区本部

全駐留軍労働組合神奈川地区本部(飯島智幸執行委員長、約5,300人)は、10月13日、ワークピア横浜において、代議員、来賓等約120名が出席し、第60回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 雇用確保・離職者対策の強化
- 2 駐留軍等労働者のステータスの確立
- 3 国内法令遵守、国公準拠、労働慣行の尊重
- 4 賃金労働条件の維持改善
- 5 社会的・国民的課題の実現
- 6 組織の拡大強化と財政の確立

【役員氏名】

執行委員長 飯島 智幸(専従)
委員長代行 乙川 寛喜(専従)
副執行委員長 酒井 一豊(横須賀支部)
〃 山本 一雄(さがみ野支部)
書 記 長 山田 修士(専従)

■厚木地区労働組合協議会

厚木地区労働組合協議会は、(関谷幸夫議長、約1,900人)は、10月13日、アミューあつぎにおいて、代議員、来賓等約40名が出席し、第54回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 私たちをめぐる情勢の特徴
- 2 厚木地区労働運動の基調と重点的課題
- 3 運動の具体的取組
(1) 生活を守るたたかい
(2) 合理化・不当解雇・差別・権利侵害に反対し、争議に勝利するたたかい
(3) 住民要求を実現するたたかい
(4) 平和と民主主義を守るたたかい
(5) 文化・スポーツ・レクリエーション活動
(6) 学習活動の強化
(7) 地区労働活動の強化

【役員氏名】

議 長 関谷 幸夫(神厚労伊勢原支部)
副 議 長 島 恒久(神奈川土建一般労組
厚木支部)
事 務 局 長 石山 卓郎(神奈川県職労県支部)
事 務 局 次 長 浦井 秀幸(伊勢原自動車学校労組)

■湘南ユニオン

湘南ユニオン(下山友子執行委員長、55人)は、10月3日、湘南ユニオン事務所において、組合員、来賓等約30名が出席し、第16回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 反戦平和! 不安定雇用を廃し、諸闘争の勝利に向けて
- 2 具体的取組
- 3 ユニオンの機能強化と組合員参加型運営を
- 4 みんなで参加できる活動や行事を
- 5 各団体と連携して運動の広がり

【役員氏名】

執行委員長 下山 友子(地域活動支援センター)
副執行委員長 宇佐美 裕子(会計事務所)
兼 財 務 部 長
副執行委員長 石川 秀夫(専従)
〃 風呂崎 修(専従)
書 記 長 市川 力政(専従)

■神奈川県医療労働組合連合会

神奈川県医療労働組合連合会は、(古岡孝広執行委員長、約7,500人)は、9月23日、神奈川県民医連本部において、代議員、役員、来賓等約70名が出席し、第62回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 大幅増員・看護競争の取組
- 2 賃上げ・働くルールの確立
- 3 憲法改悪阻止・平和・消費税反対政治の転換
- 4 組織強化と拡大・共済・財政の確立
- 5 各部会の取組

【役員氏名】

執行委員長 古岡 孝広(医生活協かながわ労組)
副執行委員長 市川 美紀子(全医労神奈川地区協)
〃 鮫島 彰(県病院労組)
〃 松原 文江(川医協労組)
〃 早川 陽子(市大病院労組)
〃 佐藤 長世(横福協労組)
〃 日置 元大(全労災関東支部)
書 記 長 柏木 哲哉(専従)

■情報労連神奈川県協議会

情報労連神奈川県協議会は、(真崎教邦議長、約8,400人)は、9月12日、ワークピア横浜において、代議員、役員、来賓等約90名が出席し、第51回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 「仲間づくり」の取組
- 2 組織体制の確立と差別機能の充実・強化の取組
- 3 安全労働の取組
- 4 政策立案の充実と実現に向けた対応
- 5 総合生活改善の取組
- 6 第25回参議院議員選挙の必勝をはじめとする政治活動の推進
- 7 明日Earth活動のさらなる推進と発展
- 8 福祉活動の取組

【役員氏名】

議 長 真崎 教邦(N T T労組南関東総支部)
副 議 長 刈込 努(ナイスグループ労働組合)
〃 味田 将弘(通建連合協和工クシオ労働組合)
〃 小関 浩史(N T T労組
南関東総支部かながわ分会)
事 務 局 長 高橋 直樹(N T T労組
南関東総支部かながわ分会)
事 務 局 次 長 小川 士郎(N T T労組
南関東総支部かながわ分会)

■全国福祉保育労働組合神奈川県本部

全国福祉保育労働組合神奈川県本部(井出村一朗執行委員長、約290人)は、9月2日、横浜市民会館において、代議員、役員、来賓等56名を集め、第35回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 福祉労働者の処遇改善と人材確保、働くルールの改善をめざす取組の推進
- 2 県本部の分会組織の強化・拡大の取組の推進
- 3 平和と人権を守る取組の推進
- 4 権利としての福祉を守り拡充をめざす取組の推進

【役員氏名】

執行委員長 井出村 一朗(横浜市社協分会)
副執行委員長 松本 恵美子(みどり分会戸塚班)
〃 加川 みどり(緑陽苑分会)
〃 柴田 さゆみ(ピコピコ保育園分会)
書 記 長 松下 圭一(瀬谷は一と分会)

■横浜労働組合総連合

横浜労働組合総連合(政村修議長、約67,700人)は、9月1日、建設プラザかながわにおいて、代議員、役員、来賓等約80名を集め、第29回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 労働者の生活改善と賃金の底上げ
- 2 組織拡大・強化
- 3 憲法を守りぬく闘い
- 4 安倍暴走政治を打倒する闘い

【役員氏名】

議 長 政村 修(横浜市従業員労働組合)
副 議 長 福田 信男(神奈川土建横浜市協議会)
〃 古山 啓一(横浜南部労働組合総連合)
〃 横関 克弘(横浜北部地区
労働組合協議会)
〃 中村 雅夫(横浜建設一般労働組合)
〃 山崎 進介(鶴見区労働組合連合会)
事 務 局 長 神田 雄一(横浜地区労働組合協議会)
事 務 局 次 長 藪 治(横浜地区労働組合協議会)

労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が3件(13件)、終結は5件(18件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが5件(24件)、終結は3件(26件)でした。

それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。 ※括弧内は、平成30年の累計件数です。

調整事件一覧(10・11月申請・終結分)

	事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
終結	平成30年(調)第10号事件	あっせん	労働組合	一般社団法人(医療、福祉)	平成30年9月4日	・賃金差別の解消 ・誠実団体交渉実施	平成30年10月19日	打切り
	平成30年(調)第9号事件	あっせん	労働組合	株式会社(生活関連サービス業、娯楽業)	平成30年8月6日	・配置転換の撤回 ・休業補償 ・無期雇用転換	平成30年10月24日	解決
	平成30年(調)第4号事件	あっせん	労働組合	大学法人(教育、学習支援業)	平成30年5月2日	・退職手当減額に係る就業規則の一方的不利益変更の取消し	平成30年11月20日	解決
	平成30年(調)第6号事件	あっせん	使用者	労働組合	平成30年6月11日	・労働条件について(交通費について等)	平成30年11月30日	解決
	平成30年(調)第7号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成30年6月12日	・労働条件不利益変更	平成30年11月30日	解決
申請	平成30年(調)第11号事件	あっせん	労働組合	株式会社(建設業)	平成30年10月4日	・誠実団体交渉実施 ・配置換えの撤回		
	平成30年(調)第12号事件	あっせん	労働組合	株式会社(生活関連サービス業、娯楽業)	平成30年10月30日	・全組合員の現行店舗における従前の雇用確保		
	平成30年(調)第13号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成30年11月30日	・組合員のハラスメント問題 ・労働契約 ・残業管理に関する問題の解決		

不当労働行為事件一覧(10・11月申立て・終結分)

	事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
終結(和解等)	平成30年(不)第14号事件	労働組合	株式会社(医療、福祉)	平成30年7月25日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の掲示	平成30年10月3日	関与和解
	平成28年(不)第24号事件	労働組合	有限会社(サービス業)	平成28年10月25日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の掲示	平成30年11月5日	関与和解
	平成29年(不)第12号事件	労働組合	医療法人(福祉、医療)	平成29年4月21日	・誠実団体交渉実施 ・休職期間満了による退職扱いの撤回 ・労災保険給付請求手続きへの協力 ・賞与減額の撤回 ・陳謝文の掲示	平成30年11月30日	関与和解
申立て	平成30年(不)第20号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成30年10月4日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の掲示		
	平成30年(不)第21号事件	労働組合	株式会社(建設業)	平成30年10月4日	・直接交渉の禁止 ・陳謝文の掲示		
	平成30年(不)第22号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成30年10月12日	・直接交渉及び脱退工作の禁止 ・陳謝文の掲示		
	平成30年(不)第23号事件	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成30年10月26日	・組合員の出勤停止処分に係る原状回復 ・陳謝文の掲示		
	平成30年(不)第24号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成30年11月6日	・誠実団体交渉実施 ・直接交渉の禁止と直接交渉による損害の賠償 ・賃金に関する差別的取扱いの是正 ・陳謝文の掲示及び手交		

図書紹介



オルグ! オルグ! オルグ!
労働組合はいかにしてつくれたか
本田 一成
出版社 新評論

チェーンストア業界の組合はたくさんありますが、その産業別労働組合「全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合連合(UAゼンセン)」が、どのようにして出来上がっていったのか、チェーンストアの発展過程で、労働組合はいかに影響していったのでしょうか。当時、全職同盟の組織を拡大させ、組合員を増やす目的としたオルガナイザー(オルグ)たちの活動取材して、研究者がまとめます。



裁量労働制はなぜ危険か
「働き方改革」の闇
今野 晴真 島崎 量 編
出版社 岩波書店

今年6月に成立した働き方改革関連法案では、高度プロフェッショナル制度は新設されたが、同様に「定額働かせ放題」の労働者を増やす危険があると指摘された裁量労働制の対象範囲拡大は、根拠データの誤りにより法案から削除された。編者らは、裁量労働制の大幅規制緩和こそが経済界の狙いであると警鐘を鳴らす。現在でも横行している「偽装裁量労働制」の事例を挙げ、必要なのは緩和ではなく規制強化だと説き、問題提起をする一冊。

シリーズ 実務に役立つ労働判例

解雇後に発覚した懲戒解雇事由の解雇理由への追加の可否 山口観光事件 最高裁第1小法廷 平成8.9.26判決 労働判例708号31頁

1 事案の概要

X(1審原告、被上告人)は、平成3年11月からYとの契約に基づきY(1審被告、上告人)の経営する店舗にてマッサージの業務に従事していました。Xは、平成5年8月31日、Yの担当者Bに対し、電話で、疲労困憊したので翌日から2～3日間の休暇取得を請求したところ、Yの代表者Aが電話で「勝手に休まれたのでは、仕事にならない。お前みたいなのは、必要ないので辞めてくれ。明日から来なくてよい。」と述べました(本件解雇)。Xは同年10月に内容証明郵便により原職復帰を求めましたが、Yがこれを拒否したため、地位保全の仮処分を申立て、仮処分は認容され(大阪地裁平6.6.27決定 労働判例666号)、Xは本案訴訟を提起しました(本件)。

Yは、仮処分事件のXの答弁書で、XY間の雇用契約締結の際にXが提出した履歴書に虚偽(昭和9年生まれを昭和21年生まれとしていた)を記載していたことを知り、この年齢詐称はYの就業規則の懲戒解雇事由に該当すると主張しました。そして、Yは、平成6年4月11日の仮処分事件答弁書において、平成5年8月31日付けの本件解雇が無効な場合は、年齢詐称を理由とする懲戒解雇(予備的解雇)の意思表示を行っています。

本件は、Xが、本件解雇および懲戒解雇(予備的解雇)は解雇権濫用に当たり無効であると主張し、賃金の支払いを求めた事案です。

1審(大阪地裁平7.6.28判決 労働判例686号71頁)は、XY間の契約が雇用契約であることを認定した上で、Xの年休の時季指定に対し、Yが時季変更権を行使することなく年休取得を拒否して、無断欠勤等を理由に解雇したのは解雇権濫用に当たり無効としました。

また、年齢詐称を理由とする懲戒解雇の主張につき、Xが採用時に虚偽の生年月日を記載して提出していたとしても、本件解雇の意思表示が、右年齢詐称を理由としてされたものでなく、また、Yが右年齢詐称を知ったのが本件解雇の後であったことから、右年齢詐称を理由とする本件解雇は、懲戒解雇としても正当な理由がなく、普通解雇としても解雇権濫用であるとしました。

しかし、平成6年4月11日付けの予備的解雇の意思表示については、年齢を偽ったことはYの就業規則の懲戒解雇事由に該当するとして、有効と判断しています。双方が控訴しましたが、2審(大阪高裁平7.12.13判決 労働判例

708号38頁)も、若干の付加、訂正のほかは、1審判決を支持し、控訴を棄却しました。Yが上告。

2 判決の要旨

上告棄却

Yは、Xの年齢詐称の事実を、本件解雇の理由として主張することはできないとした、原審の判断は、懲戒権の行使に関する法律解釈を誤るものであると主張する。

しかしながら、使用者が労働者に対して行う懲戒は、労働者の企業秩序違反を理由として、一種の秩序罰を課するものであるから、具体的な懲戒の適否は、その理由とされた非違行為との関係において判断されるべきものである。したがって、懲戒当時に使用者が認識していなかった非違行為は、特段の事情のない限り、当該懲戒の有効性を根拠づけることはできないものというべきである。

これを本件についてみると、本件懲戒解雇は、Xが休暇を請求したことやその際の応接態度等を理由としてされたものであって、本件懲戒解雇当時、Yにおいて、Xの年齢詐称の事実を認識していなかったというのであるから、年齢詐称をもって本件懲戒解雇の有効性を根拠づけることはできない。

3 解説

本件は、解雇後に発覚した懲戒解雇事由を、解雇及び懲戒解雇の理由として追加主張できるかどうか争われた事案であり、この点についてのリーディングケースです。従来、処分事由の追加が許されるかが争われた裁判例では、肯定例、否定例がそれぞれ存し、最高裁の判断が待たれていましたが、最高裁はこの点について本件判決により否定説に立つことが示されました。

山口観光事件最高裁判決と同様に処分事由の追加主張を否定した例に新星自動車事件(東京地裁平11.3.26判決 労働判例767号74頁)があります。この事件では、懲戒解雇に際しては、対象となる非違行為が何であったかを確定される必要があり、懲戒事由に該当する非違行為が複数存在する場合でも、懲戒処分の対象となる非違行為は使用者が処分時に処分の対象とする意思を有していたものに限られるとし、処分当時に使用者が認識していなかった非違行為を訴訟において追加主張することは原則として許されないとしています。これが現在の通説となっています。

法政大学法学部講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

いこいの村 あしがら から特得プランのご案内

1 通年ゆっくりプラン(1泊)

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
料金:1泊3食 9,720円～(税込)
特典:翌日の昼食付き
翌日10:00～15:00 個室のご用意

2 研修プラン

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
料金:1泊2食 7,560円～(税込)
特典:会議一日一回につきコーヒーサービス
※ご宴会プランも別途、ご相談申し受けます。

ご予約
お問合せは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381
FAX 0465-82-2384
URL <http://www.ikoi.or.jp>

各プランご利用にあたって

・ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。 ・お部屋は全室和室になっております。
・入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。 ・1部屋4～5名様料金です。

センターに寄せられた労働相談事例

Q 転職して10か月経過した正社員です。この度妊娠したため、職場の上司に、半年後に出産予定であること、出産後は育児休業を取りたいことを申し入れました。上司からは、「入社して1年もたたない新入社員は、育児休業は取得できない。労使協定でそのように決めてある。」と言われました。そのような決まりがあるのでしょうか。

また、現在、つわりがひどいので、上司に残業の軽減をお願いしたところ、「残業は業務命令だ。命令に従えないなら、辞めてもらうしかない。」と言われました。



キャリアアップのため、正社員になったのですが、辞めるしかないのでしょうか。

A 育児・介護休業法により、男女労働者は、事業主に、原則として休業を開始しようとする日の1か月前の日までに申出をすることにより、育児休業を取得することができます。ただし、労使協定で入社1年未満の労働者を育児休業することができない労働者として定めている場合は、入社1年未満の労働者を育児休業の対象外にすることができます。そして、1年に満たないかどうかを判断するのは、育児休業申出の時点とされています。

今回のご相談の内容から判断すると、相談をいただいた時点では、確かに入社から1年未満で、育児休業の対象とはなりませんので、育児休業の申出は、入社から1年が経過するまで待った後に書面等で申出をしてはいかがでしょうか。

また、残業の軽減につきましては、労働基準法第66条により、事業主は妊産婦(妊娠中及び産後1年を経過しない女性)が請求した場合、時間外、休日、深夜労働をさせてはならないことになっています。

また、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法では、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(マタハラ)を、「職場において行われる、上司・同僚からの妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者等の就業環境が害されること」と規定しており、さらに、このマタハラ防止措置を事業主に義務付けています。

マタハラには、①「制度等の利用への嫌がらせ型」と②「状態への嫌がらせ型」があり、①には、「不利益な取扱いを示唆するもの」が含まれており、今回のご相談の内容にある「命令(残業)に従えないなら、辞めてもらう」という言動は、これに該当するものとして、マタハラとされる可能性があります。

なお、厚生労働大臣の指針により、マタハラについて事業主が雇用管理上講ずべき措置として、相談等に応じて適切に対応するために必要な体制の整備等が定められていますので、まずは社内の相談窓口にご相談することをお勧めします。

そして、社内の相談窓口でも十分な対応をしてもらえない場合等は、最寄りのかながわ労働センター又は労働局雇用環境・均等部等にご相談ください。

*** 労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。**

かながわ労働センター (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>)

本所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区坂戸3-2-1 KSP西棟2階	☎ 044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

*** メールでの労働相談にもお応えしています。**

かながわ労働センター メール労働相談

検索



全労済のマイカー共済

ZENROSAI NEWS

広告

自動車総合補償共済

改定のご案内

2019年1月1日以降に更新を迎えるご契約より、改定を行います。皆さまにより安心・納得してご継続いただけるよう、補償・サービスの向上に努めてまいります。

主な改定内容



- ① 掛金の改定 平均3.6%の掛金水準の引き下げ
- ② 基本補償への型式別掛金クラスの導入(普通・小型乗用車)
- ③ 衝突被害軽減ブレーキ(AEB*)割引の新設 9%割引
*AEBとは、「自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ」をいいます。自動車メーカーごとにAEB装置の名称が異なります。
- ④ 新車割引の見直し
- ⑤ マイカー共済ロードサービスの拡充

詳細につきましては、全労済HPをご参照ください。 **全労済HP** <http://www.zenrosai.coop>

保障のことなら



神奈川推進本部

全労済労働者共済生活協同組合連合会

(神奈川県労働者共済生活協同組合)

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいている組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。1418A034

上記の補償内容は制度の概要を説明したものです。ご契約の際には「パンフレット」「ご契約のてびき」を必ずご覧ください。

広告

教育ローン

Rokin with you 働くあなたをもっと応援

お使いみち ●受検料 ●入学金・授業料 ●学用品 ●下宿の敷金・礼金 ●他金融機関等の教育ローンや教育機関融資の借換

【証書貸付型】

低金利で一括してお借入！据置期間を利用して利息のみ返済も可能！
※ご融資期間の範囲内で最長5年の据置期間が設定可能。

固定金利型 (10年以内)

- ◆最高2,000万円
- ◆最長15年 ◆無担保

団体会員の場合 **年2.4%**

保証料は金庫が負担致します。

※10年を超えてお借入の場合の金利は10年以内と異なります。

※【証書貸付型】には変動金利型もございます。

団体会員限定(ずっとサポート引下げ)

引下げ要件を満たす場合、上記表示の金利【証書貸付型】よりさらに **年0.2%金利引下げ**

引下げ要件 ①財形貯蓄またはエース預金のご契約※1 (右記の①・②のいずれか) ②有担保または無担保ローンのご契約※2

※1:教育ローン申込時点(仮審査申込を含む)で「契約日から1年以上経過」かつ「残高12万円以上」の方。 ※2:教育ローン申込時点(仮審査申込を含む)で「中央ろうきん」の有担保ローンまたは無担保ローン(マイプランを含む)をご返済中の方。

●引下げ要件をともに満たしている場合でも、金利引下げ幅は年0.2%となります。

ろうきんで「家計見直し借換キャンペーン」!

実施期間 2018年10月1日(日)～2019年3月29日(日) キャンペーンの詳細は(中央ろうきん)営業店までお問い合わせください。

【金利適用期間】教育ローン【証書貸付型】は2019年4月30日ご融資実行分までとなります。※実際のご融資金利は、お申込時点の金利ではなく、お借入れ時点の金利が適用となります。※教育ローン【証書貸付型】は、金利引下げ制度「はるかぜ引下げ」の適用が受けられます。(身体障害者手帳を保有している方が対象となります。) ※団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって中央ろうきん友の会に入会すること、または当金庫の個人会員(最低出資金1,000円が必要)となる必要がある場合があります。 ※店頭やホームページで、ご返済額の試算ができます。 ※審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合があります。 ※ご返済が滞った場合は金利引下げが受けられない場合がございます。 ※所属会員により、ご融資条件等が異なる場合があります。 ※店頭にて説明書をご用意しております。 団体会員とは…中央労働金庫に出資いただいている次の団体をいいます。

①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で、一定の条件を満たすもの。なお、対象とならない場合もあります。 2018年12月1日現在...

<お問い合わせ・ご相談は>

①商品のご案内はお客相談デスク(平日9:00～18:00)

TEL 0120-86-6956

②ローンの詳しいご相談は(中央ろうきん)の各営業店へお問い合わせください。 ※各営業店の連絡先については(中央ろうきん)ホームページ(<http://chuo.rokin.com>)またはお客相談デスクでご確認ください。

無担保ローンWeb仮審査実施中!

24時間いつでも、中央ろうきん 検索 <http://chuo.rokin.com>



労働かながわ

平成31年1月4日発行 第717号

発行所/神奈川県産業労働局労働部労政福祉課

〒231-8588(住所不要)

TEL 045-210-5739(ダイヤルイン)

FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部労政福祉課への問合せフォームをご利用ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。